

## 平塚市協働事業審査会規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、平塚市附属機関設置条例（平成25年条例第2号）第3条の規定に基づき、平塚市協働事業審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (委員)

第2条 審査会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、及び任命する。

- (1) 平塚市市民活動推進条例（平成14年条例第17号）第8条に規定する平塚市市民活動推進委員会の委員
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) 企画政策部長
- (4) 総務部長
- (5) 市民部長

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

## (委員長)

第3条 審査会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

## (会議)

第4条 審査会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員は、審査対象となる事業を行う団体に所属する場合において、当該審査対象となる事業の審査に加わることができない。

5 審査会は、その審議事項について必要があると認めるときは、第2条の規定にかかわらず、審議すべき事項に関係ある者を会議に加えることができる。

(意見の聴取等)

第5条 審査会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 前2条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、市民部協働推進課で処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員のうち、第2条第1項第2号に規定する委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

平塚市附属機関設置条例 別表2 抜粋 (協働事業審査会該当箇所)

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担当する事務	委員の 定 数
	平塚市協働事業 審査会	協働事業の内容及びその選定について審査し、実施した協働事業の評価及び検証について調査審議すること。	7人以内